

第97回草津市障害児(者)自立支援協議会研修会 (令和6年度)

日時: 令和7年1月24日(金) 午前 9:30~11:30

場所: 草津市役所2階 特大会議室

開会 (9:30~)



研修会

テーマ 『障害のある人への合理的配慮ってどんなこと?』

(1) お話

『皆さんは障害者へ合理的配慮としてどんなことに注意していますか?』

講師 滋賀県健康医療福祉部

障害福祉課共生推進係 瀬戸野 喜雄様

(2) 疑似体験 『障害者の困り感を体験してみる』

草津市出前講座「合理的配慮の提供について」

知的・発達障がい者 疑似体験啓発キャラバン隊

びわこ☆めだか隊

(3) グループトーク



閉会 (11:30 頃)

(今後の開催案内)

令和6年度 今後の草津市障害児(者)自立支援協議会の日程

① 令和7年3月21日(金) 9:30~11:30 (定例会議) 草津市役所2階 特大会議室

○活動報告とトピックス(予定)「草津市の拠点整備に向けて(案)」

草津市障害児(者)自立支援 協議会研修

(令和7年(2025年)1月24日(金))

講師の自己紹介

京都府庁で長年仕事をしていました。

児童相談所で通算9年(児童福祉司5年、一時保護所長4年)
知的障害児施設の直接処遇職員2年を経て社会福祉関係の職場
に従事。

退職してから宇治市の民間保育園長を8年そのとき保育士資格取得。
(4回目受験)。社会福祉士は児童相談所勤務歴5年以上で受験
資格があったとき最初に受験し、退職して民間保育園園長就任の1年
目でやっと合格しました。(受験3回目)

保育園退職後京都府の差別解消相談員を経て、昨年度から 縁あって
滋賀県差別解消相談員を拝命しています。

児童相談所の児童福祉司の仕事をしているとき「福祉」とは「つながりの
水平化」どんな場面でも常に「学ぶ」ことが大切であることを知りました。

※「賢者モ来リテア遊ブベシ」田村一二著 P58～59参照



障がいのある人に対する 合理的配慮の提供 を共に考えましょう！！

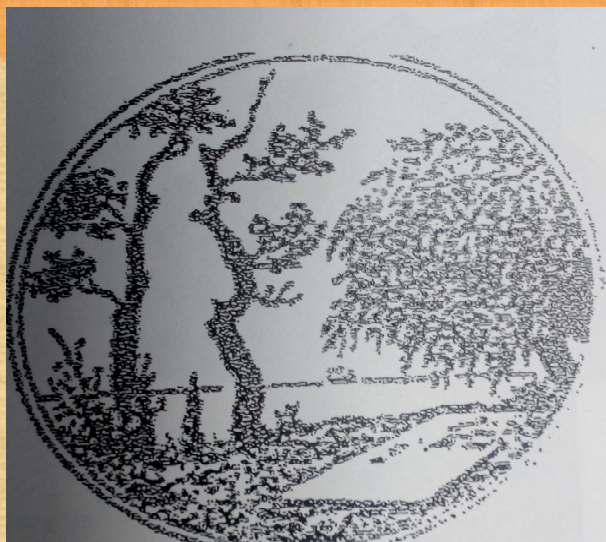


障害者権利条約は2006年（平成18年）に国連で採択され、我が国も2014年に批准しました。
障害者差別解消法は2013（平成25）年に成立し、2016年（平成26年）に施行されました。
それから約10年近くたちましたが、障害のある人に対する合理的配慮の提供についての相談は依然としてなくなりません。
そして本年度、2024年（令和6年）から事業者の合理的配慮の提供が義務となりました。
本日は障害のある人の支援に携わっておられるみなさんと一緒に合理的配慮の提供について、改めて考えたいと思います。

**まずはじめに
「ものの見方」
「考え方」について。
考えてみましょう！**

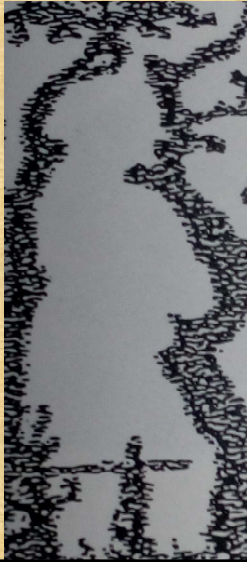
今からお話しすることは、
支援を行う際には、いろんな見方、いろんな視点が大切ではないかと思います。

**この絵をみてください！
何がみえますか？**



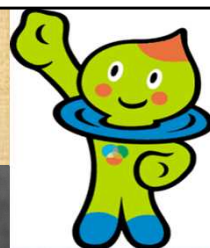
**左には木が2本。右には柳のような木。遠くに船のよう
なものが浮かんでいるのが見えますか。**

**帽子をかぶった人が
分かりますか？。**



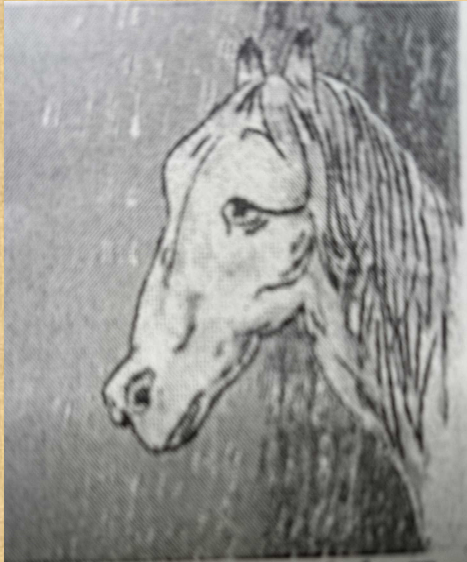
**右の木と木の間に目をやると、「人が腕を組んでいる」
ように見えます。でも、そういわれないと見えませんね。**

この絵はどのように見えますか？



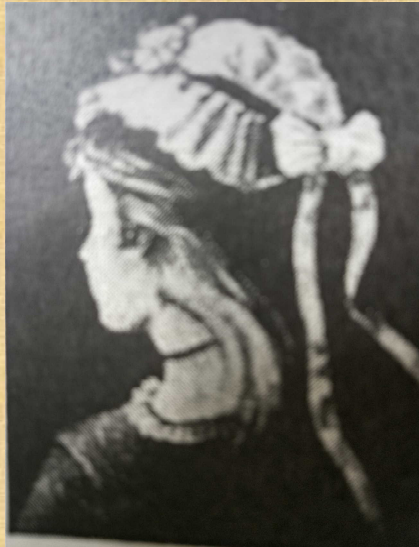
左の絵は馬と他の動物がいます。右の絵には人物が2人いるのが見えますか。

カエルがいました。



左の絵は馬ですが、90度回転すると、カエルに見えますね。

娘さんとお婆さんが分かりますか？



**右の絵（真ん中の絵）は人の顔に見えます。左半分の絵は出ているところに
焦点をあてると人の鼻で娘さんに見えます。
ところが、右のほうに焦点移動すると、お婆さんの目になり、
口が首（ネックレス）のところになります。
このように、焦点をどこに合わせかで、見えるものが違ってきます。**

とある裁判所での会話です

裁判官A:「被告の少年は、3年前に実の父親を刺しました。」

裁判官B:「え〜っ？で父親はどうなりました。」

裁判官A:「刃先が心臓に！亡くありません。」

裁判官B:「なんてことを……」

裁判官A:「ここだけの話しですが、その少年は実は私の息子なんです。」

これはとある裁判所で裁判官同士の話しです。

このやりとりをどう思いますか。

裁判官Aと被告の少年の関係はどう思いますか？

**このやり取りを、
どう思いましたか？**

**裁判官Aと少年の関係は
どう思いましたか？**

パネルのとおりです。



**裁判官Aは少年の(母親)です。
裁判官は(男(父親))と思い込んでいませんか？**

パネルのとおりです。
他にもいろんな考え方あるかもしれません。
亡くなった父親のあと母親が再婚して、その夫と
息子が養子縁組をした。なども考えられます。

これまでのことで

- ① 人はそれぞれで見方が違うこと。**
- ② それは、これまでの人生で経験したことをベースにモノを見ていること。**
- ③ しかし、見方や視点を教えてもらうと、そのように見えます。**

人はそれぞれで思うことが違います。これまでの人生で見たことが
ないもの、考えたことがないこには思い至りません。
しかし、「このように見えませんか」言われるとそのように見えます。
また、「こんな考え方があるます」といわれるとそのように考えること
ができます。

「人権」と 「差別(合理的配慮の不提供)」 について考えましょう！！

人権も同じです。

これまで「人権」について学んできたことがベースになっています。

「差別」も「合理的配慮」に対す考え方も同じです。
本日の話しはこれまでのことを少し横に置いて聞いてください。

「人権」は
「人が人として、社会の中で自由に考え、自由
に行動し、
幸福に暮らせる権利」で、
「人が生まれながらにもっているもの」
(憲法第11条で 基本的人権が規定)
「権利」は
「人が人らしく生きるための要求や主張」
(だれからも文句をいわれない「宝物」) で
す。

障害のある人からの相談で最も大切にしていることは
障害のある人の「人権」です。



15

**どの人の「人権」も誰も侵してはいけません。
何故なら「人権」は産まれながらに人がもって
いるその人の固有の「権利」だからです。**

憲法第11条

国民は、全ての**基本的人権**の**享有**を妨げられない。この憲法が国民に保障する**基本的人権**は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

※**基本的人権**: 人間が人間として当然持っている基本的な権利

※**享 有**: 権利、能力、才能など無形のものを**生まれながらにもっていること**。

16

人権は憲法11条に規定されています。

「自由権」といわれる憲法12条と

「幸福追求権」といわれる憲法13条

には「公共の福祉」という概念が規定されていますが、

憲法14条の平等権とともに、基本的人権は人の固有の権利として保障されていると思います。

障害者「障害者権利条約」も「差別解消法」も「共生条例」も「人権」が大切であることが規定されています。

(「共生条例」は「差別解消法」よりも「対象者や事業者の義務について」厳しい内容を決めました。)

滋賀県の「障害者差別のない共生社会づくり条例」(「共生条例」)は、制定時から事業者の合理的配慮の提供を「義務」としていました。
また、「個人」も対象にしています。
パネル20を参照してください。

- ・障害者権利条約

(前文 (i) 全ての障害者の**人権**を促進し、及び保護することが必要である (以下省略)

- ・差別解消法

第1章総則 (目的)

全ての障害者が、障害者でない者と等しく、**基本的人権を享有**する個人として (中略) 「**共生する社会の実現**」に資することを目的とする。

- ・共生条例 (前文)

一人ひとりが**基本的人権を享有**し、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共に生きる社会を実現**する

条約 (障害者の権利に関する条約) も法律 (障害を理由とする差別の解消に関する法律)

も条例も「人権」について規定しています。

そして、さらに法律と条例は「共生社会の実現」を目的にしています。

令和6年度から差別解消法も

**事業者の合理的配慮の提供が義務
となりました！！**

令和6年度から差別解消法も事業者の「合理的配慮の提供」が義務となりました。

障害を理由とする差別の解消(R元. 10. 1全面施行)

上乗せ（民間事業者の合理的配慮の提供を義務）・
横出し（個人も規制の対象とした）

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律・条例	法律・条例 (義務)
民間事業者	法律・条例	法律(努力義務) ※令和 6年4月義務 条 例(義務)
個 人	条 例	条 例

合理的配慮の提供するにあたっては、事業者が「過重な負担」とならないときに提供すればいい
ということになっています。

では、義務になって何が変わったかというと、内閣府の資料では事業者は合理的配慮の提供について「真摯に検討」することと解説されています。

しかし、現実的には障害者と事業者の調整する際に障害者の「人権」とか「差別」とは何かを
事業者理解していただく熱意が重要だと思っています。

よく「差別」なんかしていないといわれますが
障害のある人に対する「差別」は、
「障害を理由とする差別」です。
それは障害のある人が障害がある為に障害
のない人と同じ(権利・利益)を受けられな
いということです。

パネルのとおりです。

アパートを借りるときに障害があることを伝えと、それを理由に貸してくれなかった。



この事例は車いす利用の人がアパートを借りに仲介業者さんに行ったとき、「バリアフリー対応の部屋がない」とか、精神に障害のある人の場合は「大声を出されるのではないかな」とかを心配されて斡旋をしてもらえないことがあります。そのときには支援者の方から障害の程度や特性を丁寧に説明していただくことが大切です。

では「**障害**」ってなんでしょう！！



では、「障害」とはなんでしょう。

障害に対する考え方は、「医学モデル」と「社会モデル」という考え方があります。

「医学モデル」は障害はその人固有のものであり、障害をリハビリなどで改善して社会に適応させるという考え方です。

「社会モデル」は障害のある人の障害は社会の側にあり、社会の障壁（バリア）をなくすことだという考え方です。

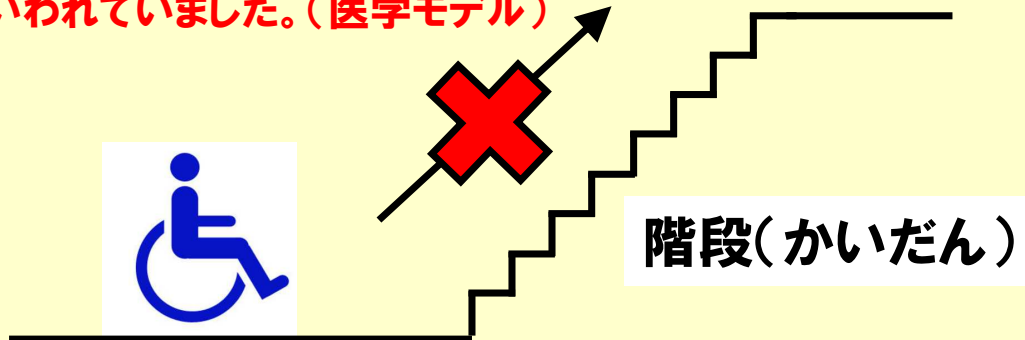
**「障害」を理由とする「差別」は社会
にあるバリア(社会的障壁)によって
生まれます。**

パネルのとおりです。

「障害」(しょうがい)はどこにある？

○障害があり車いすを利用している人は階段しかないところでは、2階には上がりません。

⇒これまでは、「障害のある」その人の状態で「障害がある」といわれていました。(医学モデル)



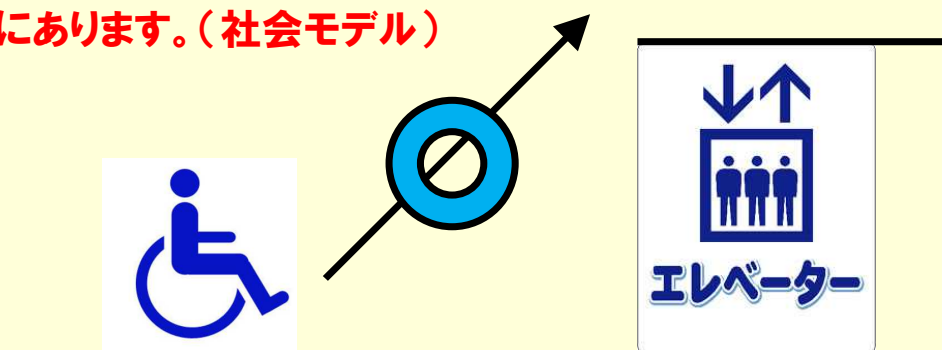
25

説明文のとおりです。
これは「医学モデル」の考え方です。

「障害」(しょうがい)はどこにあった！

○エレベーターが設置されていれば、2階に上がれます。

⇒実は、「障害がある」のは「障害のあるその人」ではなく、
「障害のある人」が生活している「社会の環境(障壁)」
にあります。(社会モデル)



これは「社会モデル」の考え方です。

社会的障壁 (社会にあるバリア) を考えましょう



社会的障壁は4つの障壁があるといわれます。
次のパネルをみてください。

社会にある4つの障壁を考えましょう！！



(物理的なバリア)

(制度のバリア)

(情報バリア)

(意識のバリア)

社会には4つのバリアがあるといわれています。

「物理的バリア」

車いすを利用している人はエレベーターがないと、向かいのホームに移動できないとかです。

「制度のバリア」

全盲の弁護士さんがおられますが、点字で受験できるまで何年もかかりました。

「情報のバリア」

聴覚に障害のある人は字幕がないと映画をみても分からない。（「口話」で理解される方もおられますが。）

「意識のバリア」

これが一番難しいバリアです。

障害のある人に対して理解をするということが何より大切です。

障害者差別に関して、「**合理的配慮**」という大切な考え方があります。

「**合理的配慮**」を提供するプロセスでは「**建設的対話**」が大切です。そのプロセスが「**障害者差別**」を解消し、「**共生社会の実現**」に繋がります。

※「**建設的対話**」とは障害のある人と対話を重ね共に解決策を検討する双方のやり取りのことをいいます。

障害者差別解消法に規定されている「合理的配慮」は差別解消法第8条2項に「合理的な配慮をしなければならない」と規定されています。

改正前は「合理的な配慮をするように努めなければならない」と規定されていました。

この規定が令和6年度から改正されました。

合理的配慮は、「障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において」その実施に伴う負担が過重でないときは提供が義務となりました。

しかし、「過重」かどうかということは、その事業者の状態によって違います。

お手元に配付した資料は

一つは

・障害のある方の特性です

障害のある方の特性の資料にありますように 「障害の種類は様々で、障害によってそれぞれ特徴があり、その程度も様々です」

そして、実際の相談の場面では、事業者の状況も絡んできます。

そこで、障害のある方も事業者の状況も異なるため、「建設的対話」（相手のことを理解して、前向きに対話する）が必要になってきます。

・もう一つは事例です

実際の相談の際には障害のある人の「主訴」や「障害特性」、事業者の「過重な負担」の考え方など様々です。「建設的対話」を大切にする際の参考にしてください。

「建設的対話」は
シーソに乗って遊ぶときに似ています。
⇒乗る位置ずらす。
⇒バランスがとれて楽しい！！



説明文のとおりです。
体重の重い人でも、乗る位置をずらすと、体重の軽い人
と楽しく遊べます。



・お蕎麦を食べに**車いす**を利用している人がこられました。

・でも、お店には、**段差**があって、入れません。

・**どうすればいい**と思いますか。

車いすを利用されている障害のある人が、お蕎麦屋さん
にこられました。

しかし、段差があって入ることができません。

お店のご主人はどうすればいいかなと困っておられます。



1つの考えは
スロープを置いて段差
をなくすことですね。
(みんな笑顔です。)

・他にもどんなことが
考えられますか？

でももし、こんな簡易スロープなどがあれば車いすのお
店に入ることができます。

他にもいろいろ合理的配慮の提供が考えられます。

例えば、店の外で食べる。店の従業員が車いすを持ち上
げる。

など、前向きに話し合いをすることで解決策が考えられ
ます。

大切なことは、建設的対話をすることだと思います。

そのプロセスが「共生社会の実現」に繋がります。

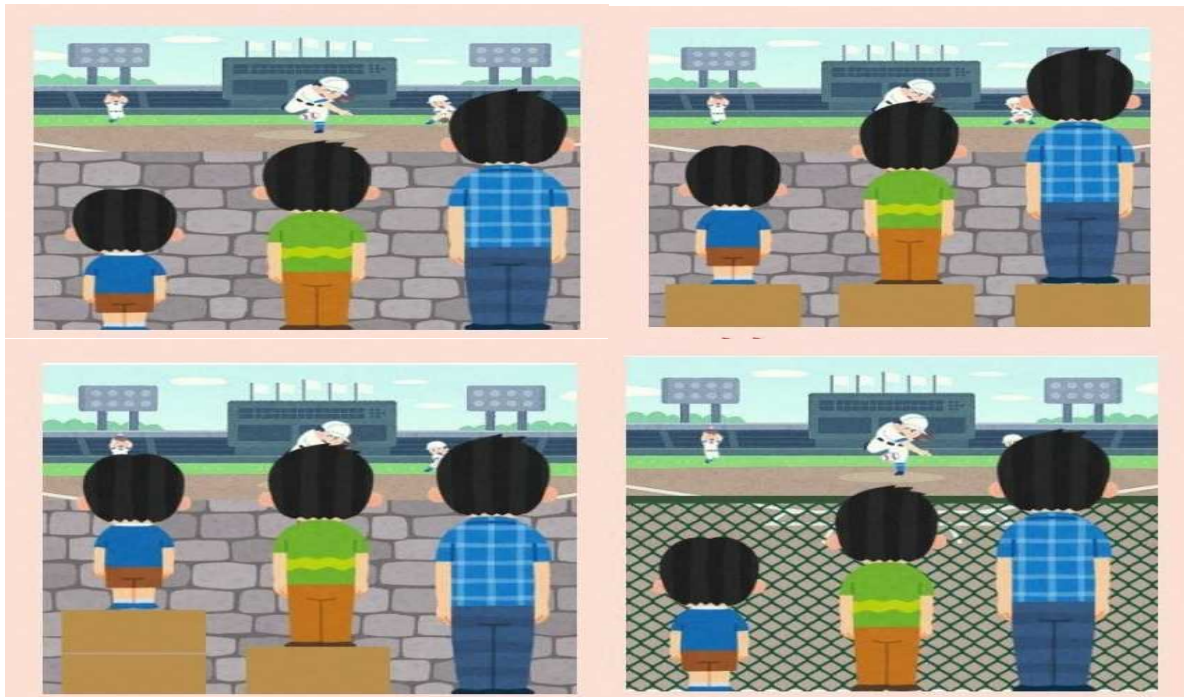
では、次のパネルをみてください。

3人兄弟が野球を観戦しています。



パネルのとおりです。

3人兄弟の踏み台の数に注目してください。



- ・ 3人兄弟が野球を観戦しています。でも、一番下と中の弟は十分見えません。
- ・ そこで、一番上のお兄さんが踏み台を1個ずつ配りました。（「平等」）
- ・ でも、まだ一番下の弟は見えないので、お兄さんは自分の踏み台を譲りました。（「公平」）
- これで全員が楽しく野球観戦ができるようになりました。
- ・ 4枚目の図はレンガの塀を網にするれば、背の高さに関係なく、最初からみんな楽しく野球観戦ができます。これを「環境の整備」といいます。
- 差別解消法では第5条で行政機関と事業者に努力義務とします。

これは「平等」・「公平」の考え方です。
合理的配慮を考えるときに大切な考え方で、
障害のある人に合理的配慮を提供すること
は「**平等**」ではなく「**公平**」でなければな
りません。
そして、みんなで野球観戦するほうが
「**楽しさ**」は**3倍**です！！

パネルのとおりです。

合理的配慮の留意点（建設的対話の際に避けるべき考え方）

- ☐ 前例がありません
合理的配慮は個別の状況に応じて**柔軟に**検討する。前例がないことは断る理由にはならない。
- ☐ 特別扱いできません
合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「**特別扱い**」ではない。
- ☐ もしも何かあったら・・・
漠然としたリスクだけでは断る理由にならない。
どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、**具体的に**検討する必要がある。
- ☐ OO障害のある人は・・・
同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なるので、ひとくくりにせずに**個別に検討**する必要がある。

36

パネルのとおりです。

相談事例の好事例

- ① 視覚に障害のある人の相談
障害者用のスイミング施設は自由に泳げる曜日が限られてい
るので、民間のスポーツクラブで泳ぎたいときに行きたい。
- ② 発達に障害のある人の相談
障害(発達障害)のある人が日中作業が終わって
から帰宅するまでの時間を近隣のスーパーで
買い物などをして過ごしたい。

これまでいろんな相談に携わってきましたが、建設的対話を丁寧にして解決した事例を紹介します。

建設的対話の内容

**(合理的配慮について考えて
ください。)**

2つの事例は共に調整に時間がかかった事例です。
でも、相互に理解し合い解決したときはとてもやりがいを感じました。

① 視覚に障害のある人の相談

⇒最初は入会拒否をされたり、入会する条件にヘルパーの同伴を条件にされた。

⇒視覚に障害のある人が「目が見えない」ことが分かることなど、建設的な話し合い(建設的対話)がされ、スイミング中の人とぶつからないようキャップをかぶることになった。

相談員の仕事についたばかりの頃の相談です。

ある日支援機関の支援者さんから、視覚に障害のある人が街のスイミングプールの通いたいと申し込みにいったが断られた。これは差別かどうかと連絡がありました。最初、私はどこの自治体にも「障がいのある人を対象とした、スポーツ施設」を整備している。だからそこに行けばいいと思いました。でも、職場の関係者で話しをした結果

①相談者の意向を丁寧に聴くべきである。

それからどうすればいいのかを話しましょうというアドバイスをいただきました。

②相談者の意向を確認したところ

居住地の障害者スポーツセンターは利用できる日と時間が限られており、家からの移動も交通機関を利用していかねばならない。（「平等でない」）ということでした。いくつかいきたいスポーツクラブをいわれました。

③事業者を受け入れについて調整

・あるスポーツクラブにいて障害のある方が入会したいという意向を伝えました。が、「にべもなく」断れました。「うちは点字ブロック等視覚障害のある方の設備がない、それを整備するには過重な負担がかかる」などいわれました。

④相談者の意向に添う

「あなたが、入会したいスポーツクラブをいってください。」といい、入会したいところに焦点をあてて調整しました。

・調整の日までに障害者差別解消法や条例の趣旨の説明、「福祉」の考え方などあらゆる資料を送付しておきました。

⑤事業者と調整

・そのスポーツクラブはその資料を会社で共有され、前向きに考えていただくことになりました。

⑥障害のある人と事業者が建設的対話

・具体的に「その視覚障害のある方がうちの施設を見学していただき、一緒に考えましょう」といっていただきました。

・結果、受け入れについて相互に確認ができ入会できることになりました。

② 発達に障害のある人の相談

⇒買い物かごがスーパーの入り口に斜めになっているのが気になり、フラットしてしまう。買い物かごを整理していた係の人から「来るな」と言われた。

⇒建設的な話し合い(建設的対話)により、斜めにしていた買い物かごを三段階の高さでフラットにして配置。
予めフラットに配置することで、気にならなくなり、三段階の高さにしたことにより、子どもも買い物かごをとることができるようになった。

この相談も、当事者本人からではなく、支援機関の支援者からでした。発達障害のある方が、生活介護の日中作業が終わってから近隣のスーパーへ支援者と一緒に家族が帰宅するまで過ごすという日課をこなしていました。

スーパーの入り口に買い物かごが斜めに積んであるのが気になり、全部フラットにしていました。

その買い物かごを整理していた係の人が、その障害のある人に何度いってもわからず、たまたま「スーパーも来るな」といいました。

これはあきらかに、発達障害を理由として、スーパーの入店を拒否したことは障害者差別解消法第8条に規定されているように「不当な差別的取扱い」です。

母親はとても怒って、そのスーパーのことをSNSで拡散すると意気込んでいました。母親の意向は自分が帰宅するまで、その子が過ごす場所がなくなるのはとても困るという思いでした。

それなら、母親にSNSは止めるようにいいました。

話し合いの経過でスーパーの合理的配慮は斜めの買い物かごをフラットにして、買い物かごを3段の高さにしていただきました。

そこに至るまでに、前の事例と同じように、いろんな資料（発達障害のある人の障害特性等）を送付し、面談を重ねました。

建設的対話です。

いろんな配慮は、
障害のある人だけでなく、
すべての人の生活を豊かにすること
繋がります。



その発信は障害のある人の役割が大きいです。

このことは、「社会福祉の父」と呼ばれる糸賀
一雄さんのことば「この子らを世の光に」に通じ
るのではないのでしょうか！！



相談を受けたときは、障害のある人、事業者の思いを丁寧
に聴くことに努めています。

相談の基本は障害のある人からの発信です。

そして、その調整の延長線にあるのは、「共生社会の実
現」だと思います。

合理的配慮で大切なことは、
お互いに相手の人のことを
思うことです！



パネルのとおりです。

**「バリアフリー」は
「ユニバーサルデザイン」
に繋がります。**

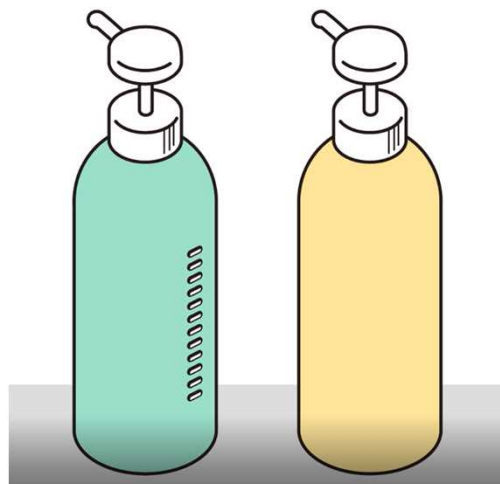
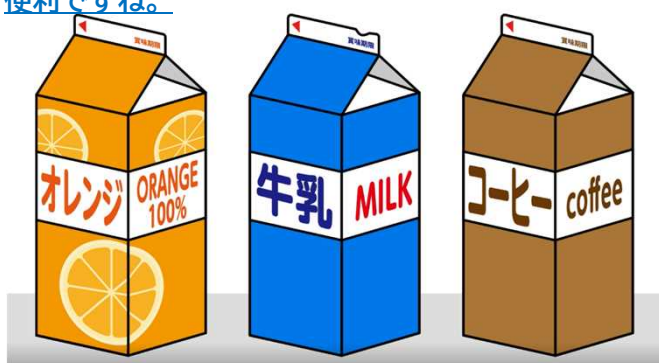
パネルのとおりです。

ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインといえは多様な人々が利用しやすいように設計することです。

「牛乳パックの切れ込み」、「シャンプーのギザギザ」、

「新しいお札の縁には斜めの線」が入っていますが
視覚に障害のある人だけでなく全ての人にとっても
便利ですね。



ユニバーサルデザインについて、言葉自体は知っていても何となくのイメージで具体的にどのような物を指すかわからないという人も多いと思います。

例えば、これらがユニバーサルデザインに該当する物です。

どこがユニバーサルデザインかわかりますでしょうか。

紙パックの牛乳には、上部にくぼみがついております。

これは視覚障害のある方が他の飲料と区別がつくように工夫です。

また、シャンプーには側面にきざみが入っており、リンスと区別がつくようになっております。ちなみに、ボディーソープには縦のラインが入っています。

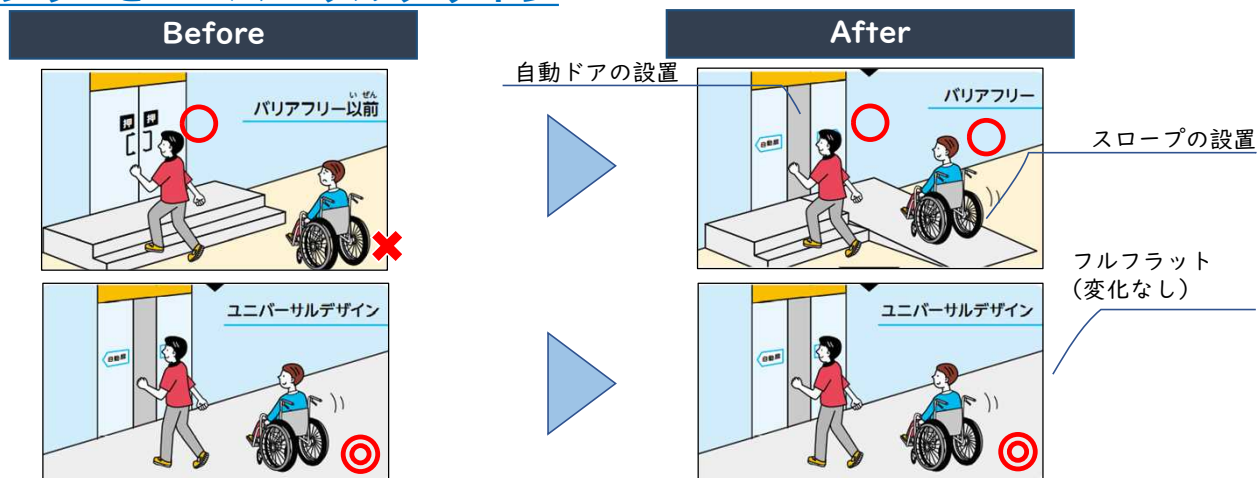
新しくできた紙幣も1万円、5千円、千円の縁にそれぞれ

違った場所にギザギザの斜めせんが入っています。

いずれも障害のない人にも役に立ちます。

ユニバーサルデザインとは

バリアフリーとユニバーサルデザイン



バリアフリー

主に高齢者や障害者を対象として、様々な障壁を取り除いていこうという考え方

ユニバーサルデザイン

すべての人が利用することを前提に様々な障壁を作らないという考え方

「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の違いについて説明します。

「バリアフリー」とは、この左上の絵のように扉の前に障害（段差）があるので、車いす利用の人が通過できない状況を、スロープを設置することで、障害（段差）が取り除かれて通過することができる。一方で、「ユニバーサルデザイン」では、そもそも障害（段差）をはじめから作らないという考え方によるものです。

作る時点から様々な方への配慮が行き届いていれば、バリアフリー化する必要がそもそもありません。

手間や費用から考えても、これから作るのであれば、ユニバーサルデザインにこしたことはないと思います。



「環境の整備」もユニバーサルデザインの考え方です。

**共生社会は一人ひとりが基本的人権を享有し、
相互に人格と個性を尊重し合いながら
共に生きる社会です。**
**この考え方はご当地「近江商人の三方よし」
に通じるのではないのでしょうか！**



滋賀県は古くから近江商人の「三方よし」の考え方があります。また、戦後には近江学園を設立された糸賀一雄さんの「この子を世の光に」の思想があります。障害のある人が「社会的除去の意思表示」をされることは「ユニバーサルデザイン」に繋がり、「共生社会の実現」の目的が達成されるのではないかと思います。

「三方よし」の考え方！！



図のとおりです。

ご清聴ありがとうございました！！



アンケートのご協力をお願いします。

おわりに、「共生社会の実現」はまず、みなさんの周りから実現しましょう。
「家族」、「職場」、「地域」などで生活するとき、最初に見ていただいた「絵」や「やり取り」でモノの見方、考え方を練習していただいたと思います。
困ったことがおきたとき「プラス思考」で「前向き」にモノをみるようにしたとき、きっとみなさんの周りがそれぞれの人の人権を大切にする「共生社会が実現」するのではないのでしょうか。

※1 パネル37の①の事例は内閣府「障害を理由とするケーススタディ集」のP73に掲載されています。

※2 配付資料の事例が見にくかったですが、「改正障害者差別解消法に係る説明会 大河内直之」で検索してください。

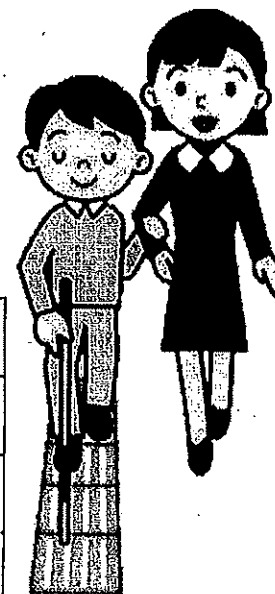
障害のある方について

障害の種類は様々で、
障害によってそれぞれ特徴があり、また、その程度は人それぞれです。



その人の特徴、特性に応じた対応が必要になります。

障害の種類	特徴
視覚障害	一人で行動することや、読み書きが困難。音声を中心に情報を得ている。
聴覚・言語障害	外見からわかりにくい。視覚を中心に情報を得ている。
肢体不自由	移動に制約のある方もいる。文字の記入や話すことが困難な場合もある。
内部障害	外見からわかりにくい。トイレに不自由する場合もある。
知的障害	複雑・抽象的な話の理解が困難。人に尋ねたり、発言が苦手な場合もある。
精神障害	外見からわかりにくい。対人コミュニケーションが苦手な場合が多い。
発達障害	外見からわかりにくい。話を繰り返すときは理解できていない場合が多い。



視覚障害のある方について

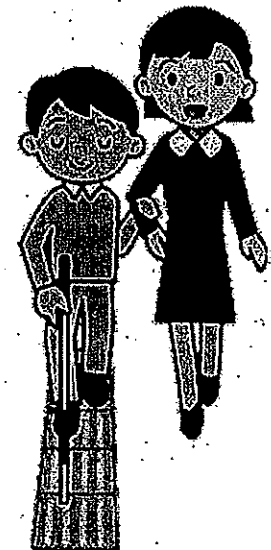
視覚障害のある方の中には、全く見えない方と見えづらい方がいる

〔見えづらい方〕

- ・細部がよくわからない
- ・光がまぶしい
- ・暗いところで見えにくい
- ・見える範囲が狭い(視野の一部が欠けたり、望遠鏡でのぞいているような見え方)
- ・特定の色がわかりにくい

主な特徴

- ・一人で移動することが困難
 - 慣れていない場所では、一人で移動することが難しい方が多い
- ・音声を中心に情報を得ている
 - 目から情報が得にくいいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手している
- ・文字の読み書きが困難
 - 文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい方が多い



盲ろうの方について

盲ろうは、視覚と聴覚の両方に障害がある状態

見え方や聞こえ方の程度によって、
様々なタイプに分けられ、大きく分けると4つのタイプがある

- ・全盲ろう
- ・弱視ろう
- ・全盲難聴
- ・弱視難聴

見え方の違い、聞こえ方の違いに加えて、コミュニケーション方法もさまざまである

【盲ろうの方の多様性】

	聞こえない	聞こえにくい
見えない	全盲ろう	全盲難聴
見えにくい	弱視ろう	弱視難聴



聴覚・言語障害のある方について

聴覚障害のある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいる
言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいる
言語障害のある方は、その原因によって聴覚障害を伴う場合がある



主な特徴

- ・外見から分かりにくい
→外見からは聞こえないことが分かりにくいと、挨拶したのに返事をしないなどと誤解されることがある
- ・視覚を中心に情報を得ている
→音や音声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手している
- ・声に出して話せても聞こえているとは限らない
→聴覚障害のある方の中には声に出して話せる方もいるが、相手の話は聞こえていない場合がある
- ・補聴器をつけても会話が通ずるとは限らない
→補聴器をつけている方もいますが、補聴器で音を大きくしても、明りように聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている方も多い

肢体不自由のある方について

肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方等がいる
移動には、杖や松葉杖、義足、電動の車椅子等を使用する方、自力歩行の方等がいる

主な特徴

- ・移動に制約のある方もいる
 - 下肢に障害のある方は、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない方もいる
歩行が不安定で、転倒しやすい方もいる
車椅子を使用されている方では、高い所には、手が届きにくく、床のモノは拾いにくい
- ・文字の記入が困難な方もいる
 - 手にマヒのある方や脳性マヒで不随意運動を伴う方などでは、文字を記入できなかったり、狭いスペースに記入することが困難な方もいる
- ・体温調節が困難な方もいる
 - 脊髄を損傷された方では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難な方もいる
- ・話すことが困難な方もいる
 - 脳性マヒの方の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えるにくい方もいる



内部障害のある方について

内部障害とは、内臓機能の障害であり、
心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、
ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能、肝臓機能などの機能障害がある

○心臓機能障害

不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障害で、ペースメーカー等を使用している方もいる

○呼吸器機能障害

呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障害で、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器を使用している方もいる

○腎臓機能障害

腎機能が低下した障害で、定期的な人工透析に通院されている方もいる

○ぼうこう・直腸機能障害

ぼうこう疾患や腸管の通過障害で、腹壁に新たな排泄口(ストマ)を造設している方もいる

○小腸機能障害

小腸の機能が損なわれた障害で、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいる

○ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障害

HIVによって免疫機能が低下した障害で、抗ウイルス剤を服用している方

○肝臓機能障害

肝臓の機能が低下した障害で、倦怠感(だるさ)、黄疸(皮膚や白目が黄色くなる)、出血傾向(あざがしやすい)、易感染性(感染しやすい)、吐血、意識障害などが生じやすくなる方もいる

内部障害のある方について

主な特徴

- ・外見から分かりにくい

- 外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にある

- ・疲れやすい

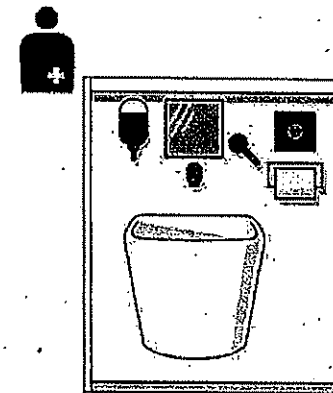
- 障害のある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、体力がなく、疲れやすい状況にあり、重たい荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限される

- ・タバコの煙が苦しい方もいる

- 呼吸機能障害のある方では、タバコの煙などが苦しい方がいる

- ・トイレに不自由されている方もいる

- ぼうこう・直腸機能障害で人工肛門や、人工ぼうこうを使用されている方(オストメイト)は、排せつ物を処理できるオストメイト用のトイレが必要

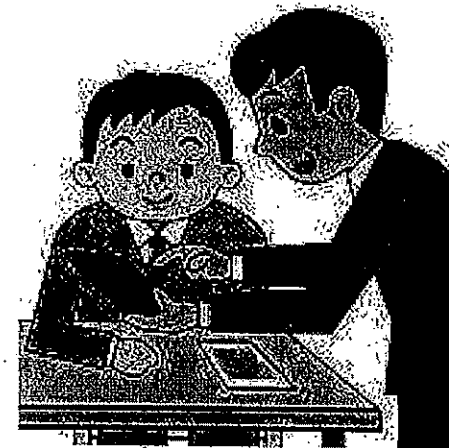


知的障害のある方について

知的障害のある方とは、概ね18歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方
重度の障害のため同伴者と行動される方もいるが、障害が軽度の場合には会社で働いている方も大勢いる

主な特徴

- ・複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- ・人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいる
- ・漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる
- ・ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す方もいる



精神障害のある方について

精神障害のある方とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール依存症等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方
適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活を送られている

○統合失調症

幻覚、思考障害、感情や意欲の障害など多様な精神症状を特徴とし、現実を認識する能力が妨げられ、正しい判断ができにくく、対人関係が難しくなるなど、様々な生活障害を引き起こすが、薬によってこれらの症状を抑えることもできる

○うつ病

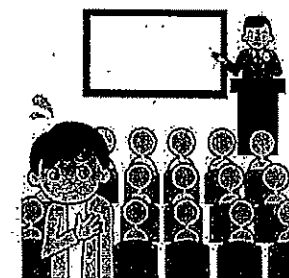
気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味がなくなったりして、日常生活に支障が現れる

○てんかん

通常は規則正しいリズムで活動している脳の神経細胞(ニューロン)の活動が突然崩れて激しい電氣的な乱れが生じることによって、発作が現れる病気で、薬によって約8割の方は発作を止められるようになった

主な特徴

- ・ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- ・外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいる
- ・精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い
- ・周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいる
- ・学生時代の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない方もいる
- ・気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- ・認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいる



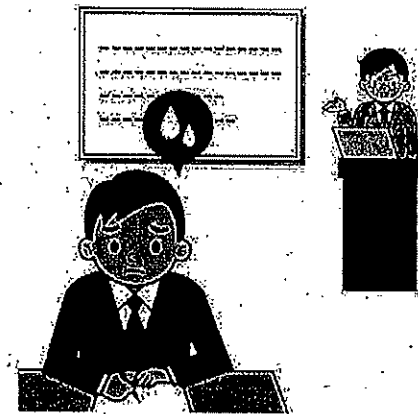
発達障害のある方について

発達障害とは、自閉スペクトラム症、学習障害(LD)、注意欠如・多動症(ADHD)等、脳機能障害であって、通常低年齢において症状が発現するもの

自閉スペクトラム症には、知的障害を伴う場合と伴わない場合とがある

主な特徴

- ・外見から分かりにくい
- ・相手の言ったことを繰り返す時は、相手がいっていることが理解できていないことが多い
- ・遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい方もある
- ・相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もある
- ・順序だてて論理的に話すことが苦手な方もある
- ・年齢相応の社会性が身につけていない方もある
- ・関心あることばかり一方的に話す方もある



難病に起因する障害のある方について

難病に起因する障害とは、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とする疾病などに起因する障害

主な特徴

- ・症状の変化が毎日ある、日によって変化が大きい、症状が見えづらい方もいる
- ・進行性の症状を有する、大きな周期でよくなったり悪化したりする方もいる
- ・同じ疾患でも患者によって異なる症状を示す疾患もある



重症心身障害のある方について

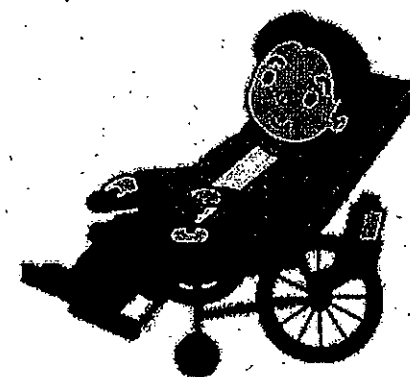
重症心身障害とは、

- ・自分で体を動かすことができない重度の肢体不自由
- ・年齢に相応した知的発達が見られない重度の知的障害
- ・の2つが重複している状態

その状態にある子どもを重症心身障害児、さらに成人した人を含めて「重症心身障害児(者)」と呼ぶ

主な特徴

- ・ほとんど寝たまま自力では起き上がれない状態の方が多い
- ・移動、食事、着替え、洗面、トイレ、入浴などが自力ではできないため、日常の様々な場面で介助者による援助が必要な方もある
- ・声が出せても会話で意思を伝えることは難しいことが多い
- ・口や目の動き、身振りなどを用いて意思を伝えるが、日常的に介護している人でないと読み取りづらいこともある



不当な差別的取扱いについて

【不当な差別的取扱いとは】

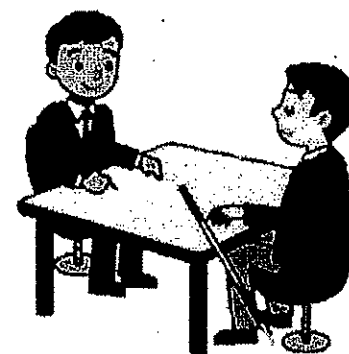
- ① 行政機関等や事業者が、
- ② その事務又は事業を行うに当たり、
- ③ 障害を理由として、
- ④ 障害者でない者と比較して、
- ⑤ 不当な(正当な理由のない)差別的取扱いをすること

※現行法でも事業者及び行政機関等による不当な差別的取扱いは禁止されている

不当な差別的取扱いに関する留意点

- 次のような理由により一律に判断を行うことは「正当な理由がある場合」には該当しない
 - ・ もし何かあったら...
 - ・ 過去に同じようなことがあったから
 - ・ 世間一般にはそう思われているから
- 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るように努めることが望まれる
- 障害のある人に対し、個別の事情や、配慮が必要か等の確認を行うことが有効
- 正当な理由があり、不当な差別的取扱いに該当しない場合でも、合理的配慮の提供を求められる場合には別途検討が必要

※ 障害者、事業者、第三者の権利利益等の観点来判断するためや、合理的配慮のために必要な範囲でプライバシーに配慮しながら、障害のある人に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いに該当しない



【Case1】

視覚障害

不動産業



- ・視覚障害者から部屋を借りたいと申出があった
- ・視覚障害があると火事を起こしたり、部屋を汚したりしてしまうのではないかと、災害時に意思の疎通ができないのではないかと懸念があるため入居をお断りをしようと思っているが、「不当な差別的取扱い」に当たるのか？

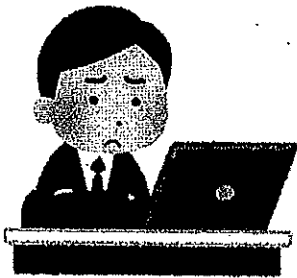
・「視覚障害者だからと一律に入居を断ろう」と判断している
→ 障害があることのみを理由に一律に判断することは不当な差別的取扱いにあたる

- ☆一律に判断をせず、個別事情をよく聞いた上で判断することが大切
- ☆普段の生活状況などについて対話を行い、利用者の状況をよく確認し、火事や災害等があった時の対応についてあらかじめ話し合っておくことも有効
- ☆環境の整備として、大家等にも障害者差別解消法についてあらかじめ理解していただくために、説明会を行う、チラシを配布する等、周知しておくことも大切

【Case2】

精神障害

通信販売



- ・注文を受けた商品について、代金が支払われないことが過去3か月以内に2度あった
- ・本人からは、服薬を怠ってしまうと躁状態となり、誤注文をしてしまったと連絡を受けている
- ・短期間で複数回支払不履行が生じた顧客に対しては今後も同様の可能性があることから不履行の理由を問わず利用停止措置を行っている
- ・他の顧客にも同様の措置を講じた例が複数あり、他の顧客と比べて特段厳しい措置を講じているわけではないが、「不当な差別的取扱い」に当たるのか？

- ・契約の留意事項として、短期間に複数回の不履行があった場合にその理由を問わず利用停止することを示している
 - ・過去3か月以内に2度にわたり商品の支払いができなかったという実績がある
 - ・過去に同様の頻度で支払不履行となった顧客にもサービスの利用停止を行った
- 支払不履行を繰り返す行為は、障害の有無に関わらずサービス停止の対象となり、障害を理由とする、障害者でない者と比べた異なる取扱いとは言えないことから「不当な差別的取扱い」に該当しないと考えられる

合理的配慮の提供について

【合理的配慮の提供とは】

- ①行政機関等と事業者が、
 - ②その事務・事業を行うに当たり、
 - ③個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
 - ④その実施に伴う負担が過重でないときに
 - ⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること
- ※事業者は令和6年4月1日より合理的配慮の提供が義務化されました。

※紹介する例はあくまで例示であり、合理的配慮の提供に当たっては個別の事案ごとに判断することが必要

合理的配慮の提供の例

※紹介する例はあくまで例示であり、合理的配慮の提供に当たっては
個別の事案ごとに判断することが必要

合理的配慮の提供における留意点

対話の際に避けるべき考え方

☐ 前例がありません

合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要がある

前例がないことは断る理由にならない

☐ 特別扱いできません

合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではない

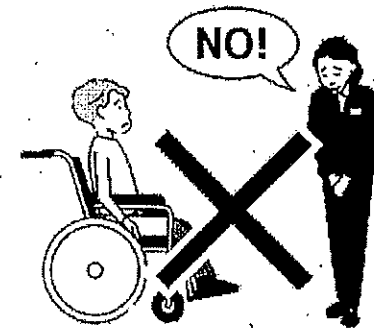
☐ もし何かあったら…

漠然としたリスクだけでは断る理由にならない

どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要がある

☐ 〇〇障害のある人は…

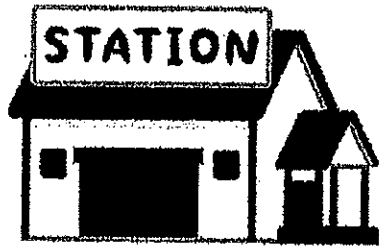
同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要がある



【Case】

内部障害(オストメイト)

鉄道



- ・ バリアフリースイレを探してほしいと頼まれたが、駅にはバリアフリースイレが設置されていないため、駅近隣の施設のバリアフリースイレの案内を依頼された
- ・ 駅とは無関係な施設のバリアフリースイレの設置状況の把握・案内は駅員業務に含まれないと思ったので、断ったが「合理的配慮の不提供」にあたるのか？

- ・ 駅員の本来業務は、旅客の円滑な輸送のために駅施設を運営することである
- 駅とは無関係の周辺施設におけるバリアフリースイレの設置状況の確認・教示は本来業務に付随しているものとは言いがたいため、合理的配慮の不提供にはあたらないと考えられる

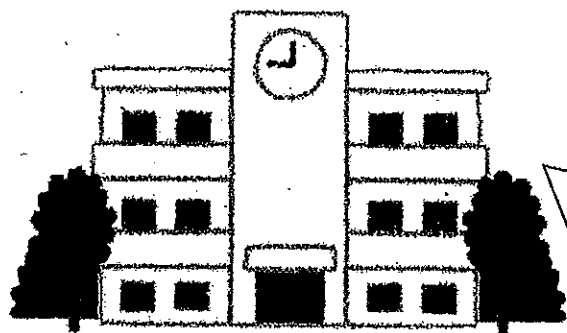
☆建設的対話によって代替措置の検討をすべき

(例)同じ路線内の周辺駅におけるバリアフリースイレを把握しておき、依頼があったら案内する

【例1】

発達障害

学校



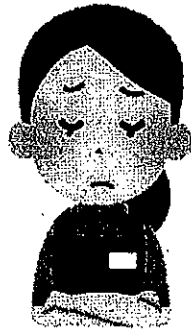
- ・文字の読み書きに時間がかかるため、授業中に黒板を最後まで書き写すことができない

☆書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、黒板の写真を撮影することとした

【例2】

視覚障害

飲食店



- ・ 飲食店へ盲導犬を連れた方が来店
- ・ 店内にいた他の客から犬アレルギーだと申出があったが、どのような合理的配慮が考えられるのか？

☆双方に了解を得てお互いが離れた位置になるように配席を変更した

→双方の合意に基づき位置が変更されたことは理想的
一方のみが我慢したり諦めたりすることがなるべくないよう調整することが大切である



【例3】

視覚障害

通信販売



- ・注文が届いたので、PDF形式の確認書類を電子メールで送付した
- ・記載内容が画像として情報認識されており、読み上げソフトを使用できないと連絡があったが、どのような合理的配慮が考えられるのか？

☆印刷した確認書類をスキャナーで読み込んでPDF形式に変換していたが、テキスト情報が残るように、パソコン上で形式変換したものを送付した

→PDFには音声で読み上げ可能な形式とそうでない形式があることが、一般的にはなかなか知られていない環境の整備として、あらかじめ読み上げ可能な形式のPDFで書類を作成しておくことも考えられる

【例4】

聴覚障害

講習会



・開催予定の講習会に、左耳のほうが聞き取りやすいので、講師に向かって右側の位置に配席してもらいたいと要望があったが、どのような合理的配慮が考えられるのか？

☆希望に添う位置に配席した

→若干の配慮により、困難が軽減するケース

コストや労力をかけなくとも、障害のある人との対話によって合理的配慮の提供は十分可能である

【例5】

聴覚・言語障害

飲食店



- ・ 麺類を扱っているお店だが、聴覚・言語障害者から細かい希望を店員に伝えるのが難しいと相談があった
- ・ どのような合理的配慮の提供が考えられるのか？
- ・ 普段は、メニュー表の指差しで注文を受けている

☆これまでは注文された麺類を出すだけだったが、筆談ボードを使うことによって、「固い麺か柔らかい麺か」、味付けについて「辛口か甘口か」などを店員が聞けるようになり、他の客と同じように細かい注文にも対応できるようにした

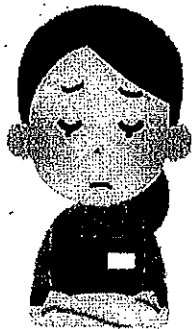
→筆談ボードの使用により、聴覚障害のある人も細かい注文ができるようになったケース

近年は、タブレットでの注文が増えたことにより、対面でのコミュニケーションが難しい聴覚障害者にとっての利便性も高まっている

【例6】

盲ろう

飲食店



・飲食店で店員が水を運んできたことに気付かず、客の手が当たって水がこぼれてしまったことがあるが、どのような合理的配慮が考えられるのか？

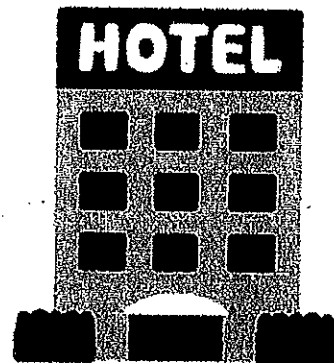
☆コップの位置が分かるように、店員が水の入ったコップを客の手に軽く触れて置くようにした

→盲ろうは、一見、視覚障害と区別が付きにくいですが、視覚と聴覚の両方に障害があり、聞こえない(にくい)・見えない(にくい)ことによる困難が非常に多く、非接触でのコミュニケーションが難しい場合が多い
触覚により飲食物の場所を提示することは非常に合理的な配慮といえる

【例7】

肢体不自由

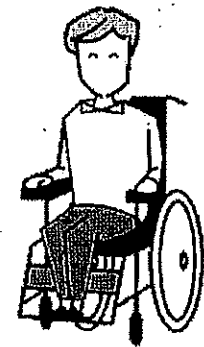
旅館業



- ・ホテルのバスルームを利用する際にシャワーチェアが必要であると宿泊者から連絡があったが、バスルームで使えるシャワーチェアは用意がない
- ・この場合にどのような合理的配慮が考えられるのか？

☆シャワーチェアは用意がないことを障害者本人に説明し、他のもので代用できないか等の対話を行ったところ「代用できるためパイプ椅子でも構わない」という申出があったので、事務用にあったパイプ椅子をお貸しし、シャワーチェアの代わりにしていただいた

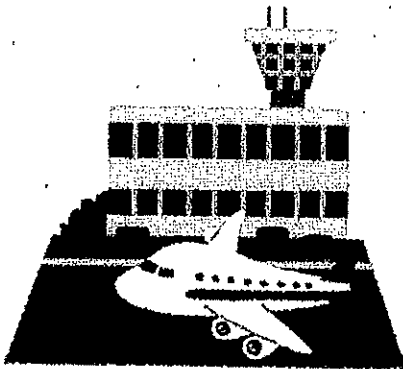
→特別な支援機器がなくても、その場にある物で代用が可能な場合があることが示されたケース相談があった時に、要望通りとはなくても、障害者本人等と建設的な対話を行ったうえで周囲の資源を積極的に活用していくことも重要



【例8】

肢体不自由

航空業



- ・ 足に障害があるので、搭乗日に空港内のバス降車場から航空会社カウンターまで車椅子の介助を依頼したいと連絡があった
- ・ どのような合理的配慮が考えられるのか？

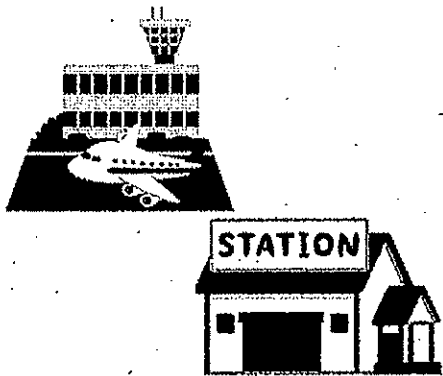
☆手の空いている職員が、バス降車場から航空会社のカウンターまで、車椅子での移動を介助し案内した

→駅や空港での介助は障害者の社会参加の拡大に伴いそのニーズが高まっている一方、人手不足により、こうしたサービスに人員を割けないケースや、事業者間をまたがる対応など課題も多く、行政を含めた対応が求められるようになっている

【例9】

知的障害

交通



- ・パニック障害があるため、必ず介助者の隣に座りたいと連絡があったが、どのような合理的配慮が考えられるのか？

☆ほぼ満席になっており、隣り合った空席がなかったが、他の乗客の了解を得て座席を変更し、隣り合って座れるよう調整した

→座席の変更は、障害に関わらず日常的に発生するニーズでもあるが、双方への説明と合意形成が重要



身近にいる知的障がい者の人を理解しよう

知的障がい者 擬似体験会

日時 令和7年1月24日（金曜日）10:15～11:00

会場 草津市役所 2階 特大会議室

【趣 旨】 擬似体験等を通して、知的・発達障がいの特性についての理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図る一助となることを目的としています。

【プログラム】

9:30 全体開会

10:15 知的・発達障がい者 擬似体験 ワークショップ

- ①感覚のにぶさ
- ②コミュニケーションの難しさ（ことばの可視化）
- ③見え方の違い（シングルフォーカス）
- ④聞こえ方の違い（聴覚過敏）
- ⑤二つのことを同時に行う難しさ（二重課題干渉）
- ⑥視覚情報処理のにぶさ

質疑応答・資料説明

11:00 擬似体験終了
(最後に感想文記入)

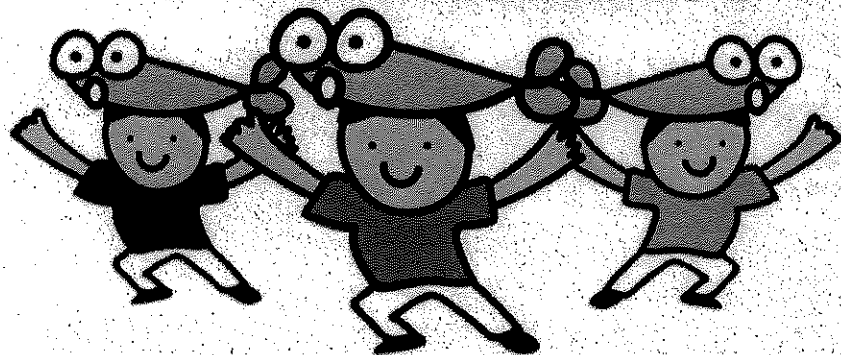
主 催 滋賀県

公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会

共 催 滋賀県知的障害児者生活サポート協会（通称 びわこ互助会）

知的・発達障がい者 疑似体験

びわこ★めだか隊



障害者差別解消法 第1条 目的

この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

共生社会とは、障がいのある人もない人も、
お互いのことを理解・尊重して、
イヤな思いをせずに気持ちよく暮らすことが
できる地域の実現を目指す社会のこと



今日の体験が、お互いを理解する第一歩となれば幸いです♪

プログラムを始める前に



なぜ

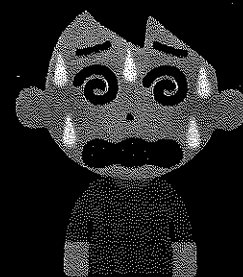
キャラバン隊活動を通して
知的・発達障がいのことを
知っていただきたいのか

今日は私たちと一緒に

知的・発達障がいのある人の 「気持ち」を体験しましょう

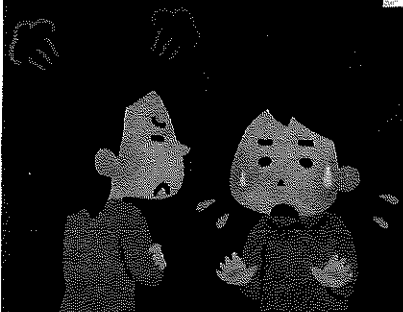
知的・発達障がいのある人には
たくさんの「苦手」があります

周りのみんなが 簡単に
できることに



時間が
かかったり...

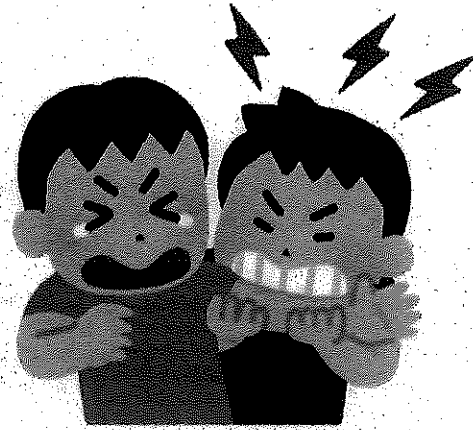
聞かれたことに すぐに
答えられなかったり
黙りこんでしまう
こともあります



道具を使って
物を作ること

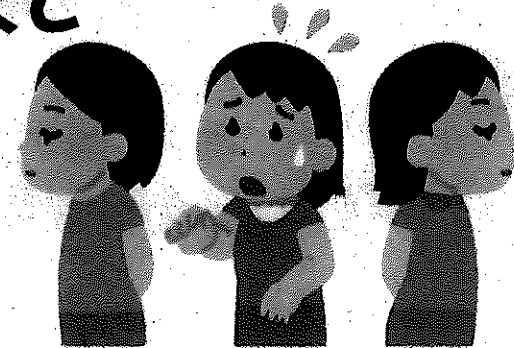


遊びのルールを
覚えることが
難しい場合も

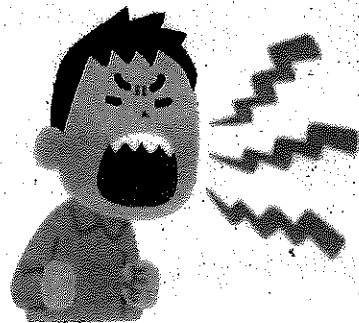


そして なにより ...

自分の思っていることを
うまく 言葉で伝えることが
難しくて



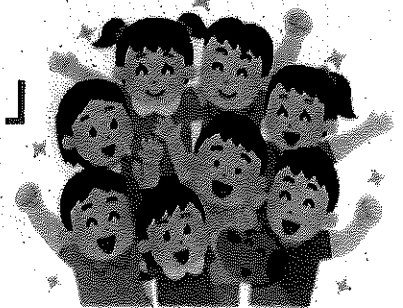
時には 大きな声を上げて
しまうことも ...



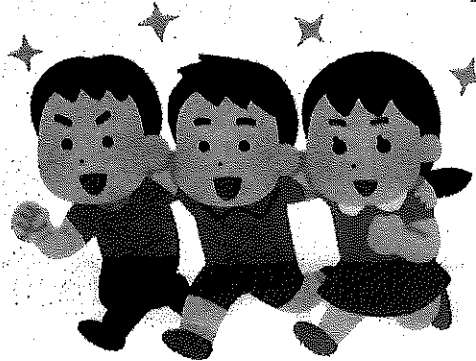
それでも...

できないことも 多いけれど
「できることを
一生懸命やろう！」

としています



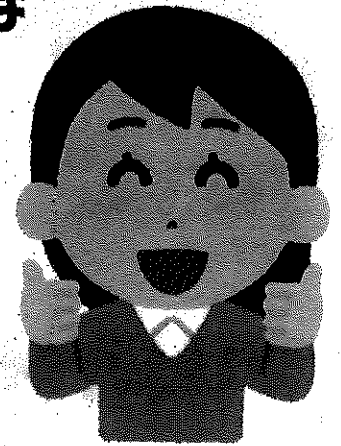
そして みなさんと同じように
「学びたい！ はたらきたい！」
と思っています



これから みなさんには

「うまくできない」

ということを
体験していただきます



体験を通して
苦手なことが多い人たちの
「気持ち」を知ってください

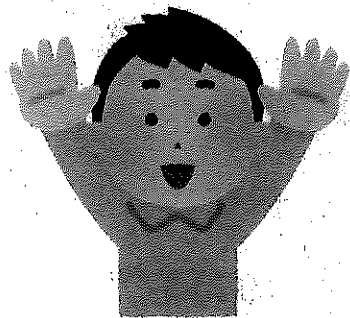
知的・発達障がいのある人は
×「困った人」
○「困っている人」

体験①

うまく出来ないもどかしさ
(感覚のにぶさ)

むずいっ！





指先の 感覚のにぶさ



ここでは

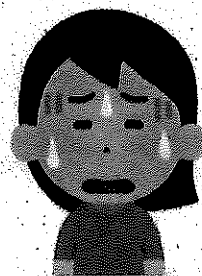
「うまくできない もどかしさ」



(感覚のにぶさ)

について、体験していただきました

早く、早く!!
イライラ...

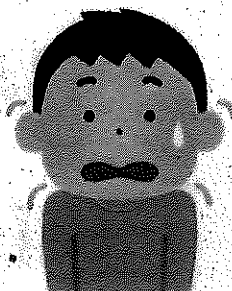


さっさとして!
ドキドキ...



頑張って!

頑張ってるのに...



日常生活の中の「感覚のにぶさ」

例えば...

空腹感・満腹感

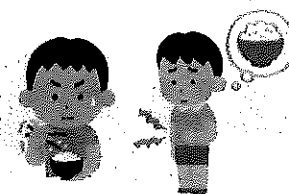
おなかが空っぽか、満腹でもう入らないなど、極端な状態以外は認識しにくい

疲労感 「疲れる」という感覚が認識しにくい

トイレの感覚 尿意・便意などが感じにくい

力の加減 どのくらいの力で物事ができるのか、認識しにくい

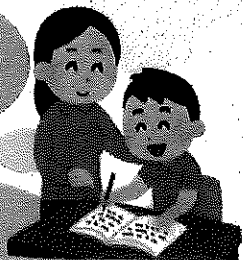
...など、色々な人がいます



ひとりひとりの

ペースを見守り

サポートをする



体験② コミュニケーションの難しさ
(ことばの可視化)



ことばを
絵にしてみましょ

これは

あいまいなことばは



絵にしにくかったように

伝わりにくい

という体験です



伝えるときの方法(例)

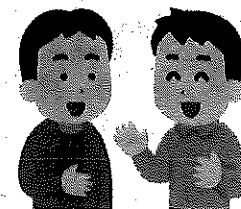
「目で見えて分かる方法」が効果的

* 絵の描かれたカードを使って話す

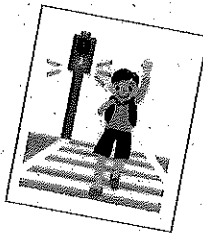
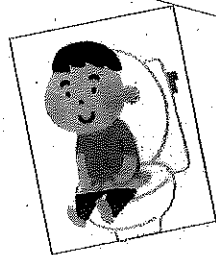
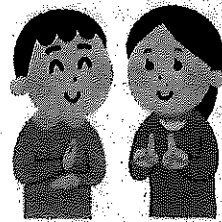
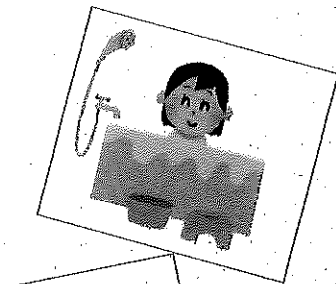
* 絵に描いて見せながら話す

= 「見える会話」

* 手ぶり・身ぶりをを使って話す など



目で見える方法の例



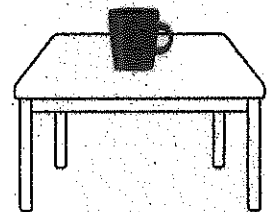
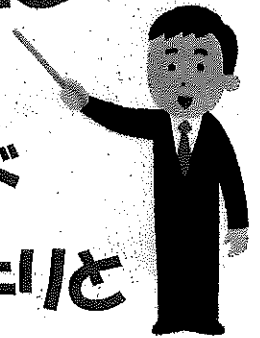
絵カード・筆記補助
身ぶり・手ぶり・手話 など

伝えるときの方法(重要)

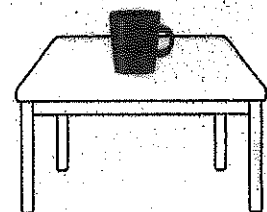
言葉は **具体的に、簡単に**

話す時のポイント(注意すること)

**声の大きさ、スピード
短く、最後までハッキリと**



そこのあれ
とって



テーブルの上の
コップを
とってください

「ちょっと待って」



「洗濯物をたたみ
終わるまで待って」

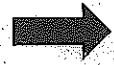


「もうすぐ着くよ」



「あと10分で着くよ」

「ちゃんと
並んで」



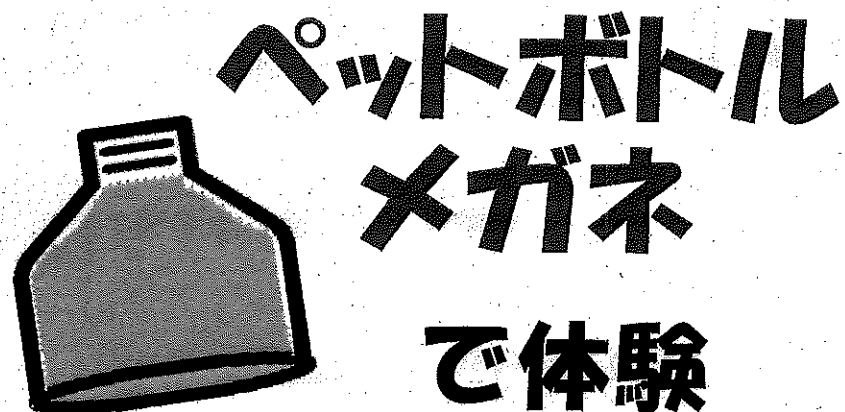
「この足のマークのところに
並んでください」



体験③ 見え方の違い (シングルフォーカス)



どんな風に
見えているの??



この体験は

シングルフォーカス
(モトラック)

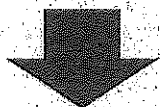
と言われるものです

シングルフォーカスとは

興味のある物一点に
集中してしまう状態



興味のあるものに気を取られたり、
情報が多かったりすると
まわりの変化に気づきにくい



集中しすぎて、まわりが見えていない時は、
具体的な言葉ではっきり伝える
絵や身ぶりを使って説明する



今は何をするんだった？

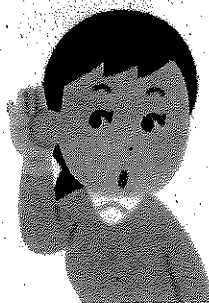


車が来てますよ～

体験④ 聞こえ方の違い

(聴覚過敏)

どんな風に
聞こえているの??



これは

「^{ちょう}聴^{かく}覚^か過^{びん}敏」



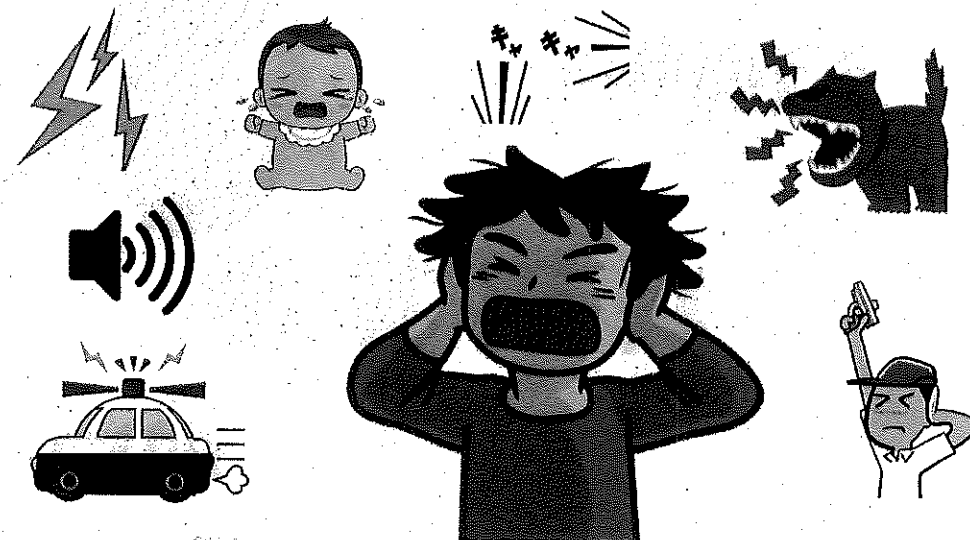
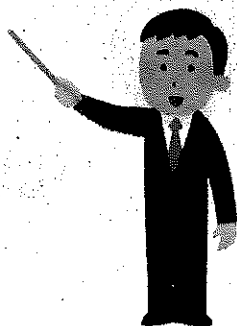
の体験です

聴覚過敏とは

- *すべて音が同じ音量で聞こえてしまう
音の洪水状態
- *多くの音の中から
一つの音を聞き分けるのがむずかしい

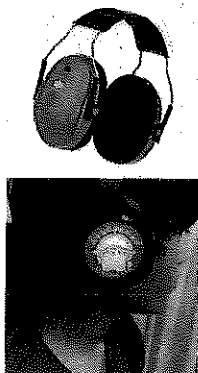
配慮の例

- *音があふれている場所を避ける
- *たくさんの人が、同時に話さない
- *年齢・場所によって、器具を使用する



防音具とシンボルマーク

イヤーマフ



デジタル耳栓



有線タイプ



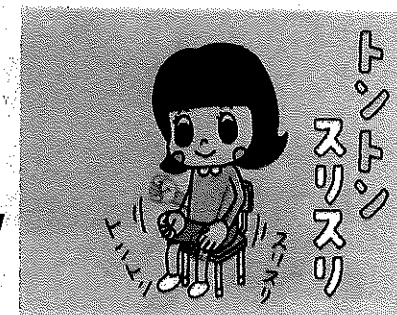
ノイズキャンセリング付
ワイヤレスイヤホン



体験⑤ 二つのことを一度にやる

(二重課題干渉)

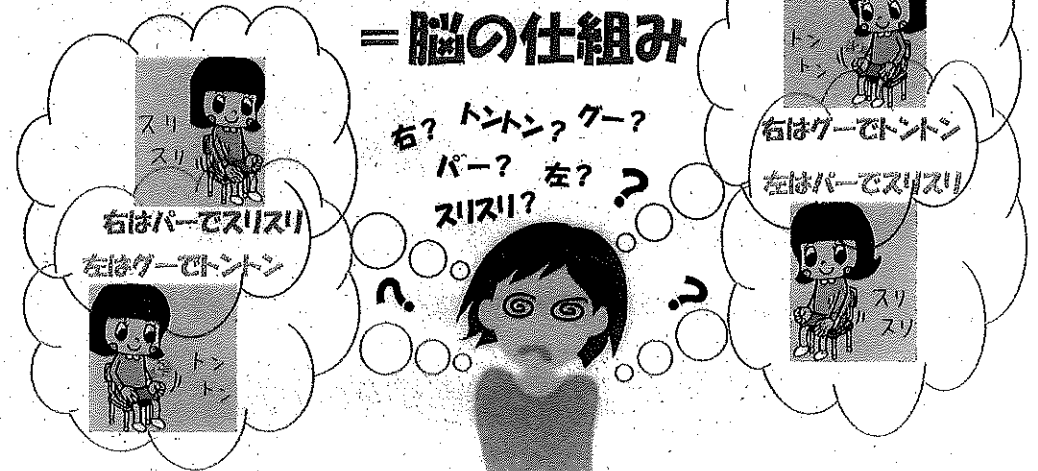
トントン
すりすり
してみましょう!



二つの事を
同時に行うのが苦手



「二重課題干渉」
= 脳の仕組み



「二重課題干渉」

脳の仕組みなので

実は誰でも苦手

知的・発達障がいのある人の中には、
これが少し目立つ人も

話を聞きながらメモを取る



縄跳びをする

食べながらテレビを見る



作業中に声をかけられた時、返事をする

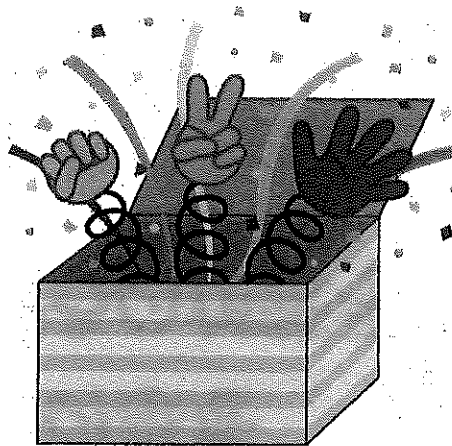


相手の目を見て返事をする

こんな工夫を

1つずつ指示を出す
メモを箇条書きにする
簡単な言葉で言う

タブレットなどの活用も♪



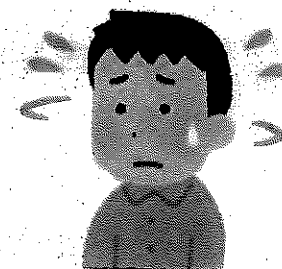
じゃんけんしてみましょう

体験⑥ 反応が遅いのは・・・

(視覚情報処理のにぶさを体験)

どんな風に

考えているの？



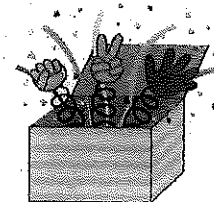
勝つ方は結構簡単でしたね？

じゃんけんは勝つためにやるもの！

負けるという事は普段あまりやってない

普段やり慣れていない事は
とっさに判断しにくい

早く！とせかされると
頭の中がこんがらがる

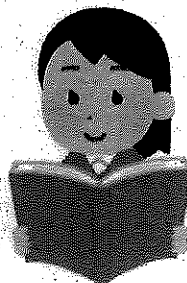


みなさんも 情報の処理が
ゆっくりになりませんでしたか？

知的・発達障がいの特性で、
そんな場面が 少し 多くなる人もいます

落ち着いて 自分のペースでやれば
できる事が多いです

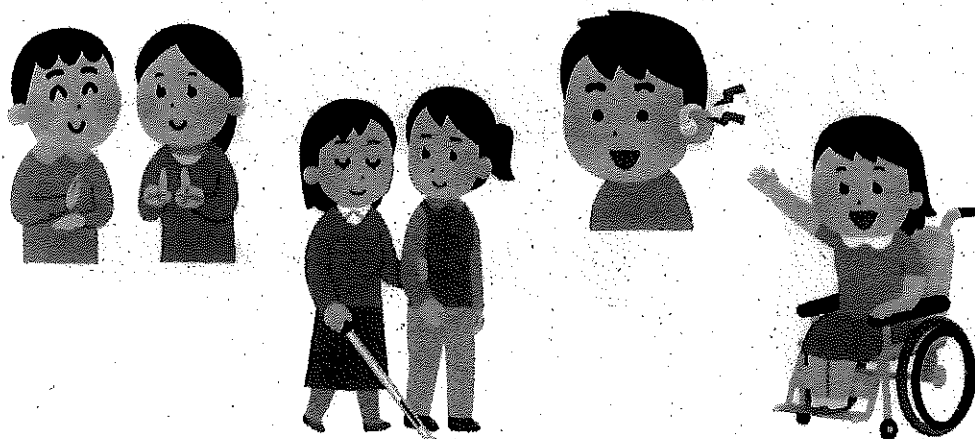
せかされると焦ってしまうので
ゆっくり 待ってください



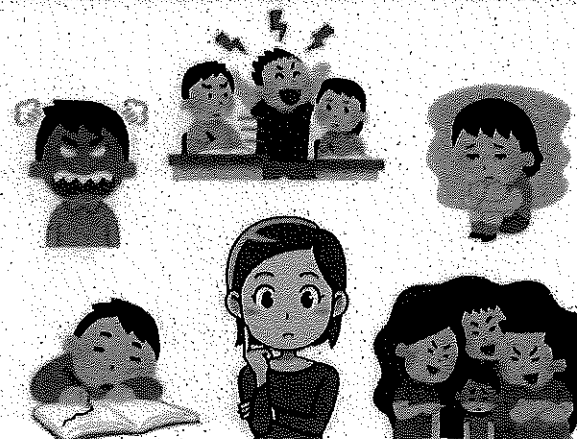
疑似体験のまとめ

	疑似体験	体験主旨	状況と対策
1	車手をはめて体験してみよう	感覚のにぶさゆえの 手先の不器用さ	●車手をはめ、指先にゆるみがある →手先の感覚がにぶくなり、作業しにくい ●急がれることで、気持ちが集中できない →一人一人のペースに合わせてつつ、目的達成まで一緒に 行う・待つことが重要
2	ことばを絵にしてみよう どれだけ伝えられるかな？	ことばの可視化	●抽象的な言葉は、理解しにくい。 →具体的に、短い単語で簡単に伝える。 →視覚的な情報で伝える（絵カード・筆談など）
3	視野の狭さ	シングルフォーカス	●興味のあるモノに、集中してしまう。 ●視野が狭い →具体的に伝えたいこと・モノのみを記す。
4	どんな風に聞こえてるの？	聴覚過敏	●音があふれているところで、聞き分けは難しい。 →出来るだけ静かな場所です。同時に言わない。
5	トントシシリシリ してみよう～！	二重課題干渉	●二つのことを同時に行おうとすると、間違ったり、時 間がかかったりする。 →一つずつ、指示を出す。
6	後出しじゃんけんしてみよう	視覚情報処理のにぶさ	●普段常識と考えていることと違うことをするのに時間 がかかる →一人一人のペースに合わせて待つ

「見て気付きやすい」障がい

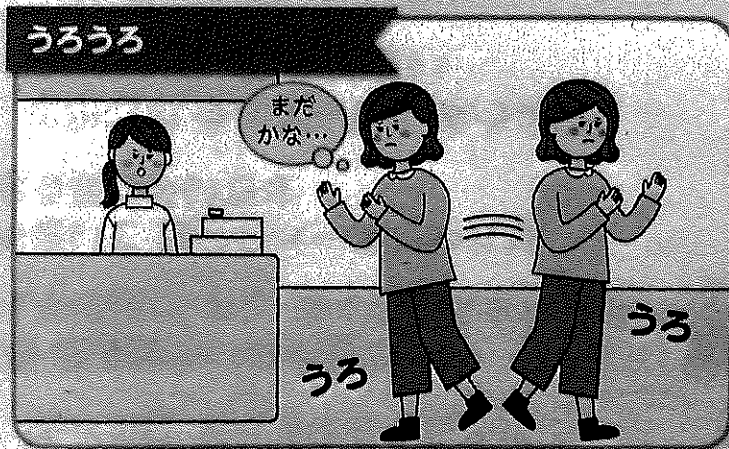


わかりにくい「知的障がい」「発達障がい」

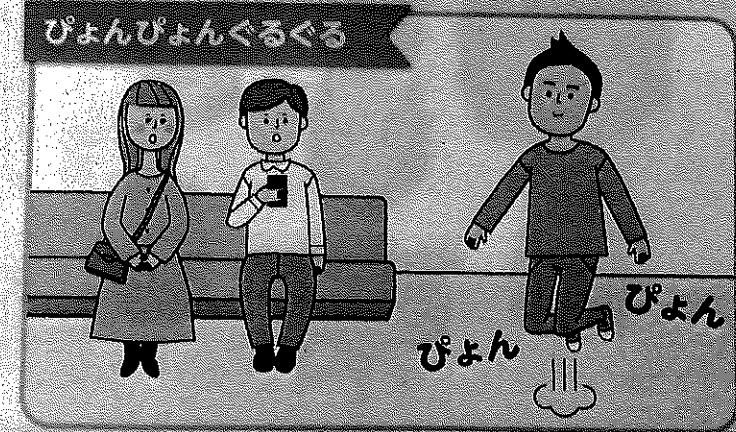


A black and white illustration of a young boy with dark, wavy hair. He has a wide-eyed, open-mouthed expression, looking slightly to the left. He is wearing a dark, textured sweater. The background is white with small, scattered black dots.

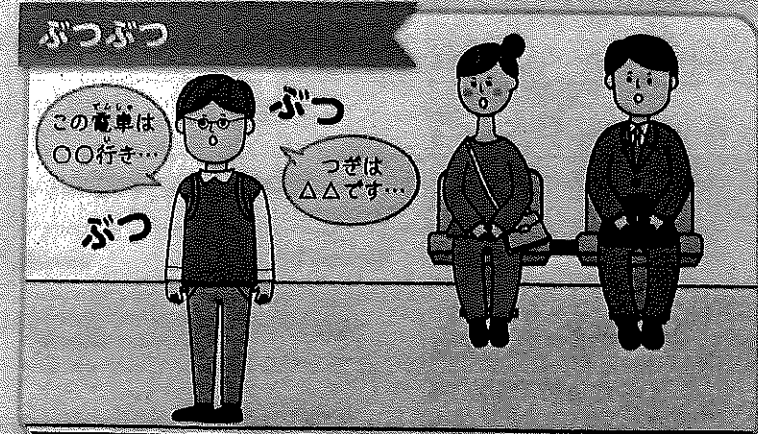
そこには 色々な「理由」が・・・



気持ちが落ち着かない時、歩きまわって平静を保とうとすることがあります。何もしないで待つことが苦手な人もいます。

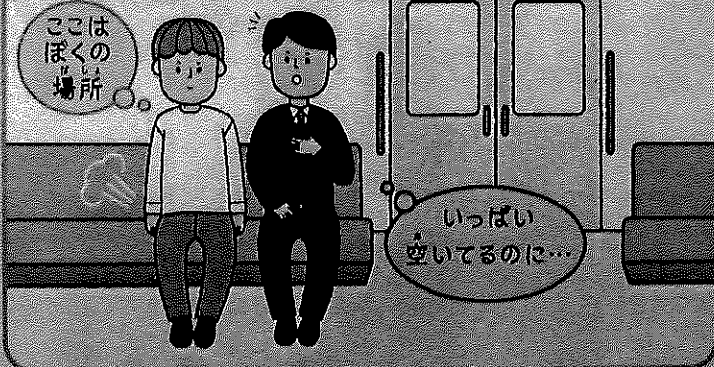


感覚を楽しんだり、緊張や不安を解消するために、何度も飛び跳ねたりグルグル回るなど、同じ動きを繰り返すことがあります。



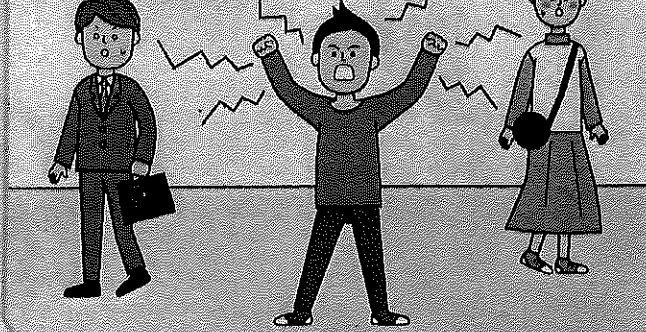
ひとり言を言いながら趣味の世界を楽しんだり、出来事を繰り返し思い浮かべて気持ちの整理をしていることもあります。

いつもの場所



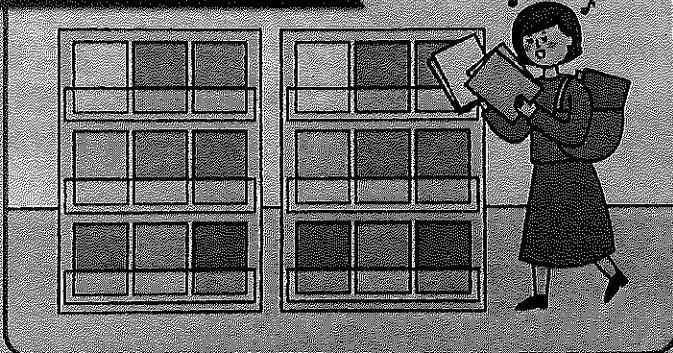
特定の場所にこだわる場合があります。いつもの場所だと安心できます。

大きな声



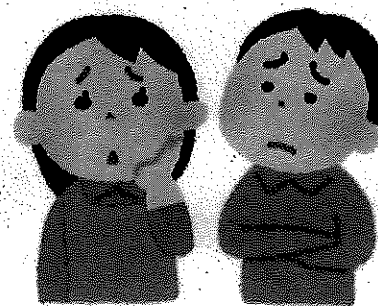
聴覚の過敏さから耳を塞いだり、自分の声で落ち着こうとして大きな声を出することがあります。また、本人の意思とは関係なく突発的な体の動きや発声を繰り返すこともあります。

集める・触る・整頓する



コレクションのようにものを集めることにこだわる人もいます。特にチラシはデザインが豊富で紙質も様々なため魅力的にみえるのです。

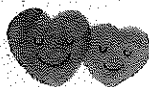
こんな場面に出会ったら
どうかかわったらいいい？



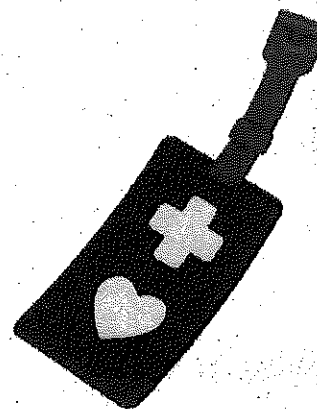
★ウロウロしたり、一人ごとを言っている時などは、
気にせず見守ってください。

★大きな声を出しているときは、時間がたてば落ち着く
場合が多いので、そっと見守っててください。

★周りの人にも、
「障がいのある方かもしれません、
落ち着くまでちょっと待ってあげてください」
と伝えていただくと（＝見守り行動）うれしいです。



ヘルプマーク

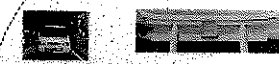


ヘルプマーク対象の人(一部抜粋)



気持ち

自分の思っていることを
うまく言葉で伝えることが
難しい



視覚のあるものに気を配らねばなり、
情報が多かったりすると、
情報の取捨に気づきにくい

集中させて、言わねばならない時は、
具体的な言葉で伝えたり、
紙や図表を使って説明する

見え方

聞こえ方



聴覚過敏とは、
*すべての音が同じ音量で聞こえてしまう
音の強弱状態
*多くの音が耳から
一つの音も聞き分けられない
認識の例
*音が聞こえている場所を避ける
*たくさん人が、同時に話さない
*耳栓・イヤホンによって、音も減衰する

伝え方

伝えるときの方法(重要)

具体的、簡単に

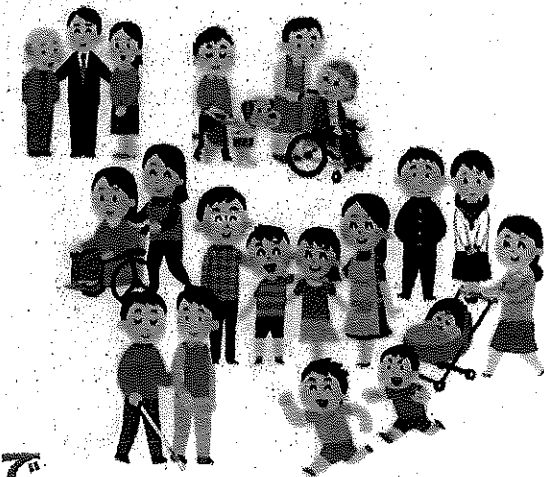
相手のアイコンタクト(目を見ること)

声の大きさ、スピード
短く、最慢でいいかと

工夫も必要

1つずつ指示を出す
メモや紙テープにする
簡単な言葉で言う

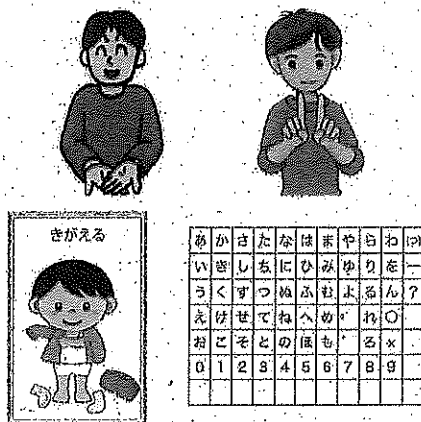
ひとひひとひの
「その人らしさ」
があります



～ 理解 と 思いやり で
みんなが暮らしやすい世の中に ～

コミュニケーションをとる方法

ジェスチャー
絵カード
文字盤
手話 など

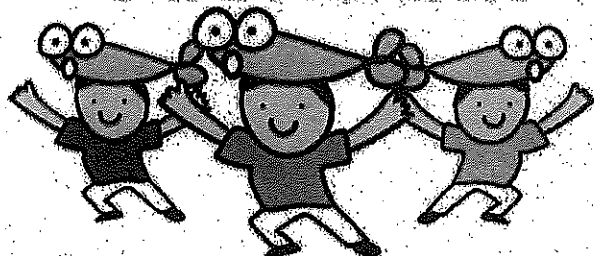


マカトン



知的・発達障がい者 疑似体験

びわこ★めだか隊



ありがとうございました

疑似体験のまとめ

	疑似体験	体験主旨	状況と対策
1	軍手をはめて体験してみよう	感覚のにぶさゆえの手先の不器用さ	●軍手をはめ、指先にゆるみがある ＝手先の感覚がにぶくなり、作業しにくい ●急がされることで、気持ちが集中できない →一人一人のペースに合わせてつつ、目的達成まで一緒に行う・待つことが重要
2	ことばを絵にしてみよう どれだけ伝えられるかな？	ことばの可視化	●抽象的な言葉は、理解しにくい。 →具体的に、短い単語で簡単に伝える。 →視覚的な情報で伝える（絵カード・筆談など）
3	視野の狭さ	シングルフォーカス	●興味のあるモノに、集中してしまう。 ●視野が狭い →具体的に伝えたいこと・モノのみを記す。
4	どんな風に聞こえてるの？	聴覚過敏	●音があふれているところで、聞き分けは難しい。 →出来るだけ静かな場所で。同時に言わない。
5	トントンすりすり してみよう～！	二重課題干渉	●二つのことを同時に行おうとすると、間違ったり、時間がかかったりする。 →一つずつ、指示を出す。
6	後出しじゃんけんしてみよう	視覚情報処理のにぶさ	●普段常識と考えていることと違うことをするのに時間がかかる →一人一人のペースに合わせて待つ

知ってください！ 私たちのこと。

知的障がいのある方の特性を理解してください。

知的障がいってなに？

知的障がいは、脳の一部に障がいが生じたことが原因でおこると考えられています。知的な遅れがあり、そのために言葉を使ったり、記憶したり、抽象的なことを理解したりすることが難しいのです。また、社会の仕組みや流れに上手く適応することが苦手で、暮らしにくさを抱えている人もいます。でも、知的障がいだから何もできないというわけではありません。一人ひとりの違いに合わせた必要な支援や言葉がけによって、できるようになることもたくさんあります。

① 抽象的な言葉は理解しにくい！

たとえば、「コップにちょっと水を入れてきて」の「ちょっと」という言葉は理解できません。どれだけ入れたらいいのか分からず不安になってしまい、できないことがあります。



「ちょっと」って、どれくらい？

具体的に伝える。

コップに印を付けて、「この線まで水を入れてきて」というように具体的に示したり、身振りや絵などを見せて話すと伝わりやすくなります。

突然声をあげたり、ぴよんぴよんはねたり、体を揺すったりする人もいます。不審に思ってしまうかも知れませんが、それは嬉しいときや嫌なとき、言葉で表すことができなくて、体を使って感情を表現しているのです。

② 興味のある物しか見えていない！

たとえば、キラキラ光る物が好きな人は、電車のなかで、キラキラするアクセサリーをつけている人を見つけると、その物しか見えず、触りに行ってしまいます。相手が迷惑な顔をしていても全く気がつきません。



キラキラ ☆☆

はっきり伝える。

周囲の人に迷惑をかけている場合は、「やめてください」と具体的な言葉ではっきり伝えてください。あいまいな言い方や表現では伝わりにくく理解できません。

③ 手先が不器用！

道具を使うのが苦手な人が多いです。ヒモが上手く結べない人や、字や絵が下手な人もいます。指先を少し余らせて軍手を数枚はめると指先が不自由に感じます。それが障がいのある人が感じている感覚と言われています。

ゆっくりゆったり見守る。

不器用な人は上手にできなくて、失敗してしまうことが多いのです。まずは手先の不器用さを理解し、ゆっくりゆったり取り組めるような言葉がけをしてください。また、声をかけることで気が散って上手くできない人もいます。そういう人には、黙って見守るようにしてください。

お願い

「ボール」という言葉には、野球のボール・ゴルフボール・バレーボール・サッカーボールなどいろいろなボールが含まれています。障がいにもそれぞれ個性があり、その人その人で違います。外見では分かりにくいことも多いのですが、同じ目線で話しかけてみてください。その人をよく見ることで、一人ひとりの特徴や支援の方法が見えてくることと思います。

びわこ☆めだか隊

公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会

滋賀県知的障害児者生活サポート協会(びわこ互助会)

電話・FAX 077-523-3052

メール shiga-ikusei@world.ocn.ne.jp

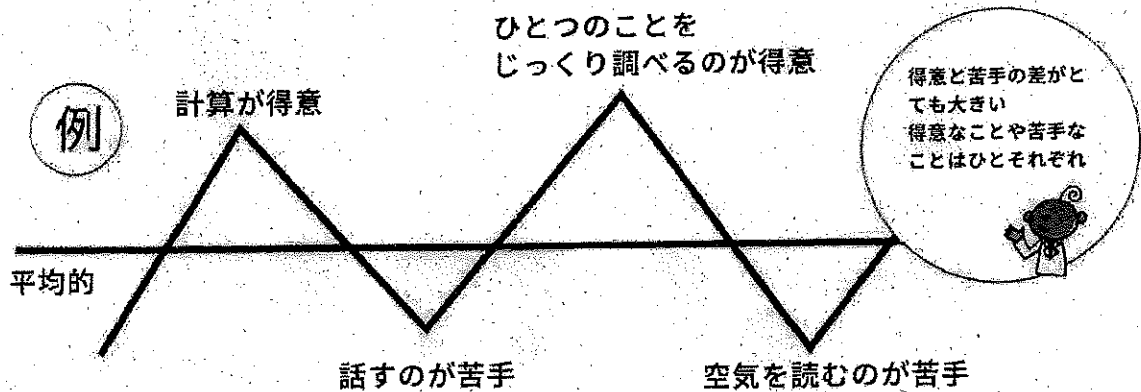
発達障害 1



特徴は子どもの頃（18才くらいまで）にあらわれます。小さい頃には目立たず、大人になってから気づくこともあります。

●どんな障害？

発達の進み方に、早いところや遅いところ（発達の凸凹ともいいます）があり、苦手なことや上手くできないこと増えて、生活や仕事で困ってしまう状態



発達障害の特徴
（「特性」と表現することが多いです）
によって分類されています

発達障害

- ・ASD [自閉症スペクトラム症]
- ・ADHD [注意欠如多動症]
- ・SLD (特異的学習症) など

●どんなことが起こりやすいの？（例）

学校に通う時期

大人になると

落ち着きがない 片付けや整理が苦手	人間関係 空気がよめない	仕事 仕事のミスが多く 長続きしない	家事や育児が うまくこなせない	パートナーや子どもの 気持ちの理解が苦手...
------------------------------	-------------------------	-----------------------------------	----------------------------	------------------------------------

- こんな気持ちになりやすい
- ・自信がない
 - ・自分がヘンだと感じる
 - ・生きにくいかんじ
 - ・状況がわからなくてこわい
 - ・わかってもらえない
 - ...

はったつ しょうがい 発達障害 2

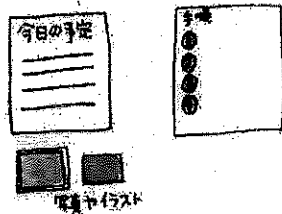


発達の凸凹のしかたがひとそれぞれなので、困りごと人も人によって違います。その人にあったオーダーメイドの生活のしかたを考えます。

●どうしたら生活しやすくなるの？

参考：SPELLの原則（イギリス自閉症協会）
Structure/Positive/Emphasis/Low arousal/Links

○わかりやすい枠組み



○ほめる



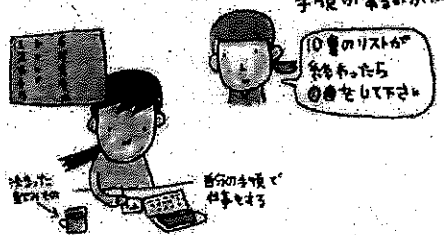
○つながる



ひとりじゃないよ

サポーターを見つける

○理解と共感

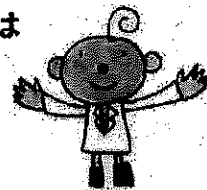


○静かでおだやかな環境

考え・行動がまとまりやすい



長所を伸ばし、短所は工夫して補い、できないことは無理せずに周囲の人にお願ひしましょう。



●どれくらいの人がいるの？原因は？

100人に6-7人くらい*



発達障害は
○もともとのその人の特性
× 努力不足

※このシートの全文、さらに詳しい情報はウェブサイトで公開中

子ども情報ステーション
発達障害

検索

*文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果より

子ども情報ステーション by ぶるすあるは > 子どもも大人もイラストで学ぶ『発達障害』ver.1 kidsinfost.net